

憲法の条文見出し

——法令用語釈義 その2 ——

平野 敏彦

1 「条文見出し」とは

「条文見出し」とは、法令の条文の内容の要点を短い言葉にまとめ、通例の縦書き法令の場合、「第〇条」と表記されている条名（数で表示されるので、条数とか、条文番号と呼ばれることもよくあるが、正しくは「条名」と呼ぶべきである。）の右側（横書き法令では、左上）、つまり1行前に、丸カッコ「()」を付けて、一字下げで置かれているもので、条文の構成部分である。条文見出しは、いわば条文の表札のようなものだが、条文の名前=条名ではない。なお、法制執務では、単に「見出し」と呼ばれるが、本稿では「条文見出し」を用いる。

条文見出しの位置について、各条文をそれぞれ1個のブロックと見て、その外側に置かれるものは「外見出し」——縦書きの右肩にあるので、まれに「肩見出し」——、その内側、つまり条名に続けてその下に置かれるものは「内見出し」と呼ばれる。

印刷時の活字は、法令の原典である官報や法令全書では、条文本体と同じ太さの明朝体で組まれているが、多くの市販の六法では、太字（ゴシック体）で組まれる場合が多い。そのおかげで非常に見やすくなり、条文の検索が非常に楽にできる。

2 条文見出しと戦後の法令文改革

現在では、ごく簡単な短い法令を除いて、立法時に条文見出しを付けるのが例となっているが、この慣行は第二次大戦後の法令文改革の一環として生まれたものである。

戦前の法令文は、文語体・カタカナ書き・旧仮名遣い・拗音（やゅよ）促音（っ）大書き・漢字正字体（旧字体）・句点（。）なし・条文見出しなし・項番号なし（改行1字下げあり）というものであった。これでもう一昔前の、濁点なし・項の1字下げなし（改行のみ）について、改善されたものなのである。

憲法は、文語体・カタカナ書き・句点なしが口語体・ひらがな書き・句点ありに変わった点で、法令文改革の最も初期のものである。そもそも政府の憲法問題調査会（松本委員会）が昭和21（1946）年3月4日にGHQに提出した「3月2日案」は、句点こそ付いているものの、戦前同様のカタカナ文語体の法文であった。それが4月17日に国民に公表された「憲法改正草案」では、ひらがな口語体の法文になっていた。この間、「国民の国語運動」（代表・安藤正次）が幣原喜重郎首相にあてて提出した意見書「法令の書き方についての建議」が契機となり、ひらがな口語体の方針が採用され、4月5日には「第1次案」が完成し、さらに修正された4月13日の「第2次案」を経て、4月17日の公表に至った急転直下の軌道修正であった。憲法改正草案は、内容だけでなく、形式面でも大きな衝撃を与え、戦前とは違う新日本を築くのだという気分を醸しだし、日本は変わるのだという心構えを内外に示すという副次的効果も生み出したようである。

この動きと連動して、これ以降の法令文はひらがな口語体で表記されることになった。昭和21年1月9日公布の「入営者職業保障法及国民労務手帳法廃止法律」（昭和21年法律第1号）と1月30日公布の「防空法廃止法律」（昭和21年法律第2号）はカタカナ文語体であるのに対して、7月22日公布の「郵

便法の一部を改正する法律」(昭和21年法律第3号)はひらがな口語体である。また公布文も内容自体は「朕は、帝国議会の協賛を経た郵便法の一部を改正する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる」と旧憲法の形式を踏襲しているが、表記はひらがな口語体に改められている。ちなみに、官報登載の法令文や公用文がひらがな口語体になるのは、昭和21年5月6日(月)発行の第5789号以降である。一気に変わったわけではなく、当初はひらがな口語体とカタカナ文語体が併存しているが、公布文や制定文を含め、本則・附則も徐々にひらがな口語体に移行していく。(ただし、カタカナ文語体の法律の一部改正部分は、ひらがな口語体にして溶け込ませるわけにはいかないので、カタカナ文語体で表記されるのはやむを得ない。)

さて、以上のようにひらがな口語体へ歩を進めた憲法は、枢密顧問の諮詢と大日本帝国憲法第73条による帝国議会(衆議院・貴族院)の議決を経て、旧憲法を改正したものとして昭和21年11月3日に公布されるに至った。したがって、憲法原典には、旧仮名遣い・拗音促音大書き・漢字正字体(旧字体)・条文見出しなし・項番号なし(改行1字下げあり)という体裁が残っている。

新憲法を施行するためには多くの法律が必要であり、国会(帝国議会)はフル回転で立法作業を行っていった。この時期の法令文の表記に関しては、昭和21年11月16日の「当用漢字表」(昭和21年内閣告示第32号)と「現代かなづかい」(昭和21年内閣告示第33号)が重要である。前者は法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を1850字種に制限したものであり、後者は現代文のうち口語体に適用されるかな使用の準則であるが、法令文作成の方針が口語体に移行している以上、旧仮名遣いは捨てられることになる。これ以後の法令文は漢字とかなについてこの準則に従って起案される。この時点では、文字について漢字の字体と拗音促音の表記、形式について条文見出しと項番号が旧来のままであり、まだ改められていない。

このうち条文見出しについて、昭和22年にはいって公布された一部の法律で付されるようになった。3月26日公布の「統計法」(昭和22年法律第18号)

に「()」を使用した外見出しが付けられたのが最初である。次が3月31日公布の「教育基本法」(昭和22年法律第25号)で、条名の下に見出しがある内見出しである(これは平成18年12月22日公布の同名の「教育基本法」(平成18年法律第120号)により全部改正された旧法である。なお、法律番号は新法のもので指示する。)ここで条文見出しが定着したかと思いきや、教育基本法と同日公布された「学校教育法」(昭和22年法律第26号)は条文数も多いので必要性は大きいはずであるが、見出しは付けられていない。しかし、4月7日公布の「労働基準法」(昭和22年法律第49号)には外見出し、4月16日公布の「裁判所法」(昭和22年法律第59号)には内見出しが付けられている。内か外かも試行錯誤の段階だったのかもしれない。9月1日公布の「船員法」(昭和22年法律第100号)は外見出しだが、12月12日公布の「郵便法」(昭和22年法律第165号)はまた下見出しに戻っている。まだ、アラビア数字の項番号は付されていない。

昭和23年にはいると、項番号が付されるようになり、一部の法律には条文見出しも付けられるようになってきた。7月10日に公布された刑事訴訟法——法律自体の名称は「刑事訴訟法を改正する法律(昭和23年法律第131号)」——は、ちょうどその端境期にあたるが、全体の条数が506条に及ぶ条文数が多い法典であるにもかかわらず、条文見出しも項番号も付けられていない。また、漢字の新字体を標準として位置づける「当用漢字字体表」は昭和24年4月28日の公布(昭和24年内閣告示第1号)なので、刑事訴訟法には間に合わず、法律原典は旧漢字のままである。

このように昭和22年と23年に公布された法律は条文見出し(外見出しが大抵であるが、一部は内見出し)を持つものと持たないものが混在しているが、昭和24年以降はすべての法律条文に丸カッコの外見出しを付し(外見出しのメリットは、共通見出しの使用が可能な点である。)、また、項として行が変えられた第2項以下の項の1字目に項番号としてアラビア数字を付するという方針が確立されたようで、現在の法令文の形がようやく整ったのである。

なお、拗音・促音の小書きについては、昭和63年7月20日の「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について」(昭和63年内閣法制局総発第125号)において、「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定の部分を除き、昭和63年12月に召集される通常国会に提出する法律及び昭和64年1月以後の最初の閣議に提案する政令(以下「新基準法令」という。)から、小書きにする。」ことになった。実際には、昭和天皇が昭和64年1月7日に崩御し、翌1月8日から平成元年となったので、昭和64年公布の法律は「医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律」(1月6日公布, 昭和64年法律第1号)、政令は「元号を改める政令」(1月7日公布, 昭和64年政令第1号)だけであり、いずれも拗音も促音もない文章だったので、結果的に小書きになったのは、平成元年に公布されたものからであった。それ以降の法令は、現在我々が目にしている姿になったのである。

3 六法における条文見出し

戦後、法令文の表記原則は数度の変遷を経て、その制定時期により表記の基準が異なるので、いわばスタイルのパッチワーク状態であると言ってよかろう。六法の命は、まず何よりも、収録法令の正確さ、つまり原典である官報と法令全書を忠実に再現して伝えることである。原典のひらがな・カタカナの別、句読点・濁点の有無は当然としても、かつては新字体・旧字体の区別が行われていた。とりわけ、憲法へのこだわりが強く、戦前公布の法律である民法や刑法が新字体(略字体)に置き換えられているにもかかわらず、岩波版六法が憲法の漢字を旧字体から新字体にしたのは昭和40年版からであり、有斐閣版六法が正字体から略字体にしたのは昭和44年版からであった。旧司法試験の論文式試験の時に貸与される司法試験用六法に至っては、平成に至るまで旧漢字が使われていた模様である(参照し得た法曹会の司法試験

用六法が昭和62年版なので、切り替わった時期は正確には確認できなかった。）

なお、憲法には条文作成時には慣用的に使用されていた繰り返し符号（踊り字とも呼ぶが、あくまでも「字」ではない。）の二の字点「々」が、第55条本文、第56条第1項、第57条第2項、第58条第1項及び第2項本文に「各々（おのおの）」という形で計5箇所用いられている。通例は「各々」とは置き換ええないのであるが、手書きするときは「各々」が普通であり、教科書の記述でも正確な引用以外の地の文では「各々」となっていることが多く、ネット上で見られる憲法条文ではほとんどが「各々」を用いている。

なお、国立公文書館で保存されている御署名原本と憲法公布の官報号外（昭和21年11月3日日曜日発行）では「々」が用いられているが、有斐閣版六法などはひらがな繰り返し符号「々」を重ねたような「々々」という書体を用いている。漢字については、たとえば、明朝体（「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）において漢字の字体の例として示されている活字）の「法令」の「れい」と、教科書体（「小学校学習指導要領」（平成10年文部省告示第175号）の「第2章 各教科 第1節 国語 別表 学年別漢字配当表」で用いられている活字。小学校では、手書き文字に近い書体が望ましいという理由で、教科書は、明朝体などではなく、教科書体活字で組まれている。）の「法令」の「れい」は、字体は同一で、書体は異なるという扱いがなされている。二の字点は漢文訓読で用いられる送りがなの一の字点の一種であり、漢字の繰り返し符号である同の字点「々々」とは異なり、上の漢字一字を重ねて訓読みにする繰り返し符号であるが、同様に書体の相違と見ていいであろう。

原典に忠実な再現とは言っても、それぞれの六法の編集者は、読者の使い勝手を考えて収録条文をいろいろ加工している。参照条文や準用条文の付記などのほか、表記にかかわることは、（1）漢数字の条名を漢字を用いた算用数字風の表記に変える（第十四条を第一四条、第二十一条を第二一条、百一条を一〇一条に）、（2）項番号が付されていない項に項番号を付す（原

典に付いている項番号と区別する意図で丸囲み数字②, ③…が付され, 原典では付されない第1項についても, 条名の下に①と付されることが, 多い。また, 元々の条文に付いているものと編集者が付したものを区別せず, すべて丸囲み文字にする場合も多い。), そして(3)原典に条文見出しがないものに, 編集者が条文見出しを付けるというものである。条文見出しを編集者が付けた場合は, 原典に付いている本来の条文見出し(○○○)(丸カッコ)と区別できるように, 【○○○】(隅付きカッコ)〔○○○〕(亀甲カッコ)〔○○○〕(角カッコ, ブラケット)で明示しており, 配置場所は各六法により異なり外見出しの場合もあれば, 内見出しの場合もある。

編集者が条文見出しをすべての収録法令に付け, そのことを当該六法の特徴として主張した最初は, 有斐閣『六法全書』昭和23年版だと思われる。この六法は有斐閣の「創業70周年記念出版」と銘打たれた戦後初の六法である。そのため, はしがきには日本国憲法を土台とした法体系の姿を見せるのだという高揚感と使命感, ある種の悲壮感もあふれる編集責任者(我妻栄・宮沢俊義)の文章が収められている。そのはしがき3頁に「近時の法令には各条文に見出しのついているものが多い。これは, 各条文の理解を容易ならしめ, また, 検索にも多くの便利を与えるので, 本書では, それ以外の法令についても, 編集者において, その各条文には見出しをつけることにした。」とある。

それを受けて凡例3~4頁では, 「各条文の内容を明らかにし, その検索の便に資するため, 法令自体に事項見出しのついているもののほか本書に載録した全法令に原則として事項見出しをつけた。各条数の前又は下に()を附して示しているのは法令自体についている事項見出であり, []の中に示したのは編集者がつけた事項見出である。編集者がつけた事項見出しは, 平仮名, 口語体に統一し, 本文が当用漢字のときは, 当用漢字を用いた。事項見出しの中に「・」をもつて続けたのは, 項を異にする2つ以上の内容の見出を意味し, 「,」をもつて続けたのは, 同じ条又は項の中に含まれた2つ以上の内容を意味する。」と述べられている。この時は, 条文見出しという呼び方ではなく,

事項見出しと呼ばれていたことがうかがえる。なお、最後の「・」と「,」は、現在では逆に、つまり同じ条又は項の中での複数の内容の見出しは「・」が、異なる項の複数の内容の見出しは「,」が使われている。

もう一つの六法全書である『岩波六法全書』（編集責任者・末川博）が編集者による条文見出しを付したのは、昭和32年版からであった。その凡例3頁では、「条文にその内容を示す事項見出しをつけることもまた最近の立法形式である。そこで、これに順応して、本書では、見出しのついていない法令にも全部これをつけることにした（条約を除く）。そして法令に固有の条文見出しは（ ）で括られているが、編集者のつけたものは〔 〕でかこんで区別してある。」と述べられている。

昭和24年以降の法律で、初めから条文見出しが付いたもの、いわば公的な見出しについては、そのまま印刷すれば何の問題もない。編集者が、それ以前の法律条文に条文見出しを付ける場合、いわば私的な見出しについて、それぞれの編集者の考えがそれに反映されることは必然であるので、六法により条文見出しが異なることは避けられない。それ故、カッコの形を変えることが必要なのである。

4 憲法の条文見出し

以上の予備的な説明を踏まえた上で、本稿の本題である憲法の条文見出しを見ていくことにしよう。

日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布されているので、当然、条文見出しは付いていない。帝国議会での議論の過程で、各条文を短く呼ぶことは行われていたであろうが、それを集約して条文の一部にしてしまおうということまではいかなかったようである。そこで、前述の有斐閣版や岩波版以外の六法でも、様々な条文見出しが付けられるようになった。編集者の腕の見せ所でもある。本稿は、それらを比較対照するために、下表に挙げたいくつ

かの六法から憲法の条文見出しを抜き出し、表の形に整理し、各条文見出しの異同について、いわば目の付け所の違いという点に注目して、若干のコメントを付したものである。なお、有斐閣版六法の「・」と「,」（それぞれの六法では、縦書きのため読点「、」が用いられているが、本稿は横書きのため、横書き公用文の原則に従って、読点を機械的にコンマ「,」に置き換えている。）の使い分けルールがあるので、各条名の後ろに、項の数を付記しておいた。

略号	カッコ	六法名
有斐	【 】	有斐閣『六法全書』、『判例六法Professional』、『ポケット六法』
	[]	『六法全書』（昭和23年版）…最新版と異なるもの
岩波	[]	岩波書店『セレクト六法』
	[]	『岩波六法全書』（昭和32年版）…最新版と異なるもの
三模	[]	三省堂『模範六法』
三デ	[]	三省堂『デイリー六法』
第一	[]	第一法規『現行法規総覧』衆議院法制局・参議院法制局共編
新日	[]	新日本法規『新法令体系』（Westlaw Japan版）
教職	[]	協同出版『必携 教職六法 2014年版』
環境	[]	中央法規『環境六法 平成25年版』
日評	[]	日本評論社『新基本法コンメンタール憲法』別冊法学セミナー No.210
自民	()	自由民主党「日本国憲法改正草案」 http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

各六法につき簡単に説明しておく。

- ・有斐…有斐閣版は現行の3六法に加え、参考として、憲法に条文見出しを初めて付けた昭和23年版『六法全書』の見出しのうち、現行版と異なる場合に記載した。「・」と「,」の使い分けもそのまま残した。
- ・岩波…岩波書店版六法も各種あるが、セレクトで代表させ、参考として、それと異なる昭和32年版を記載した。
- ・三模と三デ…三省堂版は模範六法で代表させ、参考として、それと異なるデイリー六法を記載するつもりであったが、大幅に異なるので、それぞれ独立に記載することとした。
- ・第一…加除式の法令集である『現行法規総覧』の憲法に付された条文見出

しで、国立国会図書館の以下のサイト「日本国憲法の誕生／憲法条文・重要文書／日本国憲法」で閲覧できる。

<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html>

- ・新日…新日本法規が編集しているデータベースであり、Westlaw Japanのサイトで閲覧できる。
- ・教職と環境…この2冊は、図書館の書架でアトランダムに選んだもので、法律の専門家とは限らない読者を想定しているため、見出しについてもある種の工夫があるので、参考に挙げた。これ以外にも様々な分野の特殊六法があることはいうまでもない。
- ・日評…法学セミナー別冊の新基本法コンメンタルシリーズの憲法版である。
- ・自民…自由民主党が、平成24年4月27日付けで公表した「日本国憲法改正草案」で、上記のサイトからpdfファイルでダウンロードできる。この改正草案は、現行憲法のほぼ逐条改正になっており、条文見出しについて、現行の一般の法律に倣って、全条文に(〇〇〇)形式の外見出しを付ける形で提案されているので、参考として、対照できるように記載した。注意すべきことは、各種の六法編集者が現行憲法に付した条文見出しと同一の文言が用いられているからと言って、内容が同一であるとは限らないということである。一例として、現行憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」は、義務の主体である「天皇（摂政がいる時はその摂政）」と「公務員（その一例が総理大臣を含む国務大臣と国会議員と裁判官であり、それ以外の一般公務員や特別公務員も広く含む）」の「憲法尊重擁護」を「義務」づけている条文であり、六法では「憲法尊重擁護の義務」という条文見出しが付けられている。自民改正草案では、これに対応する「憲法尊重擁護義務」という条文見出しをもつ条文は第102条であり、第1項「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」、第2項「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。」とされている。

護する義務を負う。」という文言である。細部を抜きにしても、義務の主体から天皇をはずし、新たに国民に尊重義務を課している。自民改正草案には、このように条文見出し、つまり表札は同じでも、住民は別人であるというものがかなりある。だからこそ、抜本的改正提案でもあるのである。したがって、単なる条文見出しの文言の対照表に過ぎないというこの表の限界を十分に認識した上で、比較資料としてご覧いただきたい。

・なお、『現行法規総覧』と並ぶ加除式法令集である『現行日本法規』（法務省大臣官房司法法制部責任編集、ぎょうせい）の憲法には、条文見出しは付されていない。

第1章 天皇

	第1条	第2条	第3条
有斐	天皇の地位・国民主権 天皇の地位、国民主権	皇位の継承	天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認
岩波	天皇の地位・国民主権	皇位の世襲と継承	天皇の国事行為に対する内閣の助言・承認と責任 天皇の国事行為と内閣の助言・承認及び責任
三模	天皇の地位、国民主権	皇位の継承	天皇の国事行為と内閣の責任
三ア	天皇の地位、国民主権	皇位の世襲と継承	天皇の国事行為と内閣の責任
第一	天皇の地位と主権在民	皇位の世襲	内閣の助言と承認及び責任
新日	天皇の地位と国民主権	皇位の継承	天皇の国事行為についての内閣の責任
教職	天皇の地位・主権在民	皇位の世襲継承	天皇の国事行為と内閣の助言・承認および責任
環境	天皇の地位及び国民主権	皇位の継承	天皇の国事に関する行為の要件とその責任
日評	天皇の地位、国民主権	皇位の世襲と継承	天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認
自民	天皇	皇位の継承 ▲	→第6条第4項

▲自民改正草案における新設条文：第3条（国旗及び国歌）、第4条（元号）

○第1条…憲法で主権という文言は、前文の第1段と第2段を除けば、本条にしか登場しないので、国民主権を見出しに用いるとすれば、ここしかないが、本条が国民主権の根拠条文と理解されるおそれが生じてくる。「主権在民」

は、憲法制定直後は「国民主権」よりもよく用いられていた表現である。

○第3条…要件である内閣の助言と承認（憲法の文言自体が「助言及び承認」ではない）にとどめるか（ちなみに自民改正草案では「進言」という文言が採用されている）、内閣の責任にまで言及するか。

	第4条 1-2項	第5条	第6条 1-2項	第7条	第8条
有斐	天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任 天皇の権能の限界・天皇の国事行為の委任	摂政	天皇の任命権	天皇の国事行為	皇室の財産授受
岩波	天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任 天皇の権能、国事行為と国政、権能の委任	摂政	天皇の任命権	天皇の国事行為 天皇の行う国事行為の範囲	皇室の財産授受
三模	天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任	摂政	天皇の任命権	天皇の国事行為	皇室の財産授受の制限
三テ	天皇の権能の限界、国事行為の委任	摂政	天皇の任命権	国事行為	皇室の財産授受
第一	天皇の権能と権能行使の委任	摂政	天皇の任命行為	天皇の国事行為	財産授受の制限
新日	天皇の権能とその委任	摂政	天皇の任命権	天皇の国事行為	皇室の財産授受の制限
教職	天皇の権能、国事行為と国政、権能の委任	摂政	天皇の任命権	天皇の行う国事行為の範囲	皇室財産と国会の議決
環境	天皇の権能の限界及び権能行使の委任	摂政	天皇の任命行為	天皇の国事に関する行為	皇室の財産授受
日評	天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任	摂政	天皇の国事行為(1)	天皇の国事行為(2)	皇室の財産授受
自民	→第5条（天皇の権能） *第2項→第6条第3項	→第7条（摂政）	→第6条（天皇の国事行為）第1項	→第6条第2項	皇室への財産の譲渡等の制限

○第4条…文言である「権能」でとどめるか、限界を付けるか。

○第6条…任命する権か、行為か、あるいは、国事行為の一種なので、それ
でとどめるか。

○第7条…国事行為でとどめるか、範囲まで付けるか。

○第8条…財産授受でとどめるか、制限や国会議決という要件を付するか。

第2章 戦争の放棄 ◀自民改正草案では「安全保障」に章名変更

	第9条 1-2項
有斐	戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認 戦争の放棄・軍備及び交戦権の否認
岩波	戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認
三模	戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認
三テ	戦争の放棄、戦力と交戦権の否認
第一	戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認
新日	戦争の放棄と戦力の否認
教職	戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認
環境	戦争の放棄
日評	戦争の放棄
自民	第9条 (平和主義) ▲

▲自民改正草案における新設条文：第9条の2（国防軍）、第9条の3（領土の保全等）
 ○第9条…1 条文で1章を構成しているので、原則的には条文見出しは不要である。第2項の戦力と交戦権を否認でくくるか、不保持と否認を分けるか、さらに文言通りの「戦力」かとするか軍備とするか。

第3章 国民の権利及び義務

	第10条	第11条	第12条
有斐	国民の要件	基本的人権の享有	自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止 自由、権利の保持の責任とその濫用の禁止
岩波	国民の要件	基本的人権の享有と永久不可侵性	自由及び権利の保持責任と濫用禁止
三模	日本国民の要件	基本的人権の享有と本質	自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任
三テ	日本国民の要件	基本的人権の享有	自由・権利の保持義務と濫用禁止
第一	国民たる要件	基本的人権	自由及び権利の保持義務と公共福祉性
新日	日本国民たる要件	基本的人権の享有	自由及び権利の保持についての国民の責任
教職	国民の要件	基本的人権の性質と国民の基本的人権享有	自由および権利の保持責任、濫用禁止、利用責任
環境	国民たる要件	基本的人権の享有	自由及び権利の保持義務並びにこれらの濫用の禁止
日評	国民の要件	国民の基本的人権の享有、基本的人権の永久不可侵性	自由・権利の保持責任とその濫用の禁止
自民	日本国民	基本的人権の享有	国民の責務

○第11条…後段の「永久の権利」を見出しに入れるかどうか。

○第12条…保持義務か, 保持責任か, 濫用の禁止だけにするか, (公共の福祉ともからめて) 利用責任まで触れるか。

	第13条	第14条 1-3項
有斐	個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉	法の下での平等, 貴族の禁止, 栄典
	個人の尊重	法の下での平等・貴族の禁止・栄典
岩波	個人の尊重, 幸福追求権, 公共の福祉	法の下での平等, 貴族制度の禁止, 栄典
三模	個人の尊重, 生命・自由・幸福追求の権利の尊重	法の下での平等, 貴族制度の否認, 栄典の限界
三テ	個人の尊重, 生命・自由・幸福追求権と公共の福祉	法の下での平等
第一	個人の尊重と公共の福祉	平等原則, 貴族制度の否認及び栄典の限界
新日	個人の尊重と公共の福祉	法の下での平等及び栄典
教職	個人の尊重, 生命・自由・幸福追求の権利の尊重	法の下での平等, 貴族の制度などの否認・栄典の授与
環境	個人の尊重	国民の平等性
日評	個人の尊重と, 幸福追求権・公共の福祉	法の下での平等, 貴族制度の禁止, 栄典の授与
自民	人としての尊重等	法の下での平等

○第13条…いわゆる新しい権利の拠り所として, いわば包括的基本権の幸福追求権に焦点が合わされがちであるが, 生命・自由に対する権利もあげるか。また, 公共の福祉に触れるか。

○第14条…貴族(制度)は禁止か, 否認か。栄典の授与そのものか, 効力の限界か。

	第15条 1-4項
有斐	公務員選定罷免権, 公務員の本質, 普通選挙の保障, 秘密投票の保障
	公務員の選定及び罷免の権・公務員の本質・普通選挙の保障・秘密投票の保障
岩波	公務員の選定・罷免権, 公務員の本質, 普通選挙・秘密投票の保障
三模	公務員の選定罷免権, 公務員の性質, 普通選挙・秘密投票の保障
三テ	公務員の選定・罷免権, 普通選挙・秘密投票の保障
第一	公務員の選定罷免権, 公務員の本質, 普通選挙の保障及び投票秘密の保障

新日	公務員の本質及びその選挙の原則
教職	公務員の選定罷免・全体の奉仕、普通選挙の保障、投票の秘密
環境	公務員
日評	公務員選定・罷免権、公務員の全体の奉仕者性、選挙の原則 = 普通選挙・秘密投票
自民	公務員の選定及び罷免に関する権利等

○第15条…4項に盛り込まれた内容をどうまとめるか、特に第2項を「全体の奉仕」という文言を用いるか、公務員の本質という一般的表現を用いるか。

	第16条	第17条	第18条
有斐	請願権	国及び公共団体の賠償責任	奴隷的拘束及び苦役からの自由
岩波	請願権	国及び公共団体の賠償責任	奴隷的拘束・苦役からの自由
三模	請願権	国及び公共団体の賠償責任	奴隷的拘束及び苦役からの自由
三テ	請願権	国・公共団体の賠償責任	奴隷的拘束と苦役からの自由
第一	請願権	公務員の不法行為による損害の賠償	奴隷的拘束及び苦役の禁止
新日	請願権	公務員の不法行為による国家賠償	奴隷的拘束及び苦役からの自由
教職	請願権	国および公共団体の損害賠償責任	奴隷的拘束および苦役からの自由
環境	請願権	国及び公共団体の賠償責任	奴隷的拘束及び苦役の禁止
日評	請願権	国および公共団体の賠償責任	奴隷的拘束および苦役からの自由
自民	請願をする権利	国等に対する賠償請求権	身体の拘束及び苦役からの自由

	第19条	第20条 1-3項	第21条 1-2項
有斐	思想及び良心の自由	信教の自由	集会、結社、表現の自由・通信の秘密
岩波	思想・良心の自由	信教の自由、政教分離	集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密
三模	思想及び良心の自由	信教の自由、国の宗教活動の禁止	集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密
三テ	思想・良心の自由	信教の自由、政教分離	集会・結社の自由、表現の自由、通信の秘密
第一	思想及び良心の自由	信教の自由	集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護
新日	思想及び良心の自由	信教の自由	集会・結社及び表現の自由と通信の秘密
教職	思想および良心の自由	信教の自由	集会、結社および表現の自由と検閲の禁止、通信秘密の保護
環境	思想及び良心の自由	信教の自由	思想表現の自由
日評	思想および良心の自由	信教の自由	集会・結社・表現の自由、通信の秘密
自民	思想及び良心の自由▲	信教の自由	表現の自由 ▲

▲自民改正草案における新設条文:第19条の2(個人情報の不当取得の禁止等)、第21条の2(国政上の行為に関する説明の責務)

○第20条…信教の自由という包括的表現のみにするか、政教分離にかかわる国の宗教活動まで触れるか。

○第21条…「言論，出版その他一切の表現の自由」という文言で用いられている「その他一切の」は「その他」「一切の表現」ではなく、「その他の」の一つのバリエーションと見るべきであり，そうすると，「言論，出版」は表現の例示にすぎないということになる。したがって，「その他の」と「その他」の用法の違いに留意すれば，それらは一括して「表現」と表現すればよく，本条で保障される自由は，「集会，結社及び表現」とまとめて差し支えないので，「言論，出版」を条文見出しに入れる必要はなく，各六法はこの理解に基づいて，条文見出しを付していると判断できる。この3つの自由を検閲の禁止と通信の秘密の保護を加えるか。

	第22条	第23条	第24条 1-2項
有斐	居住・移転及び職業選択の自由，外国移住及び国籍離脱の自由 居住，移転及び職業選択の自由・外国移住，国籍離脱の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳と両性の平等
岩波	居住・移転・職業選択の自由，外国移住・国籍離脱の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳・両性の平等
三模	居住・移転・職業選択の自由，外国移住・国籍離脱の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳と両性の平等
三テ	居住・移転の自由，職業選択の自由，外国移住・国籍離脱の自由	学問の自由	家族生活と個人の尊厳，両性の平等
第一	居住，移転，職業選択，外国移住及び国籍離脱の自由	学問の自由	家族関係における個人の尊厳と両性の平等
新日	居住・移転及び職業選択の自由並びに出国等の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳と両性の平等
教職	居住，移転，職業選択，外国移住および国籍離脱の自由	学問の自由	家族関係における個人の尊厳と両性の平等
環境	居住，移転，職業選択の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳と両性の平等
日評	居住・移転および職業選択の自由，外国移住及び国籍離脱の自由	学問の自由	家族生活における個人の尊厳と両性の平等
白民	居住，移転及び職業選択等の自由等	学問の自由	家族，婚姻等に関する基本原則

○第22条…5つの自由の列挙にするか，まとめるか。

○第24条…第2項の個人の尊厳と両性の平等でまとめられているが、第1項の婚姻は、家庭生活又は家族関係に含まれると理解するか。

	第25条 1-2項	第26条 1-2項
有妻	生存権、国の社会的使命	教育を受ける権利、教育の義務
	生存権・国の社会的使命	教育を受ける権利・教育の義務
岩波	国民の生存権、国の生活環境向上義務	教育を受ける権利・教育の義務
三模	生存権、国の生存権保障義務	教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償
三テ	生存権、国の国民生活向上義務	教育を受ける権利、教育の義務
第一	生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務	教育を受ける権利と受けさせる義務
新日	国民の生存権と国の社会的任務	教育を受ける権利及び受けさせる義務
教職	生存権、生活の向上に努める国の義務	教育を受ける権利、義務
環境	生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務	教育を受ける権利及び教育を受けさせる義務
日評	生存権、国の生存権保障義務	教育を受ける権利・教育をうけさせる義務
自民	生存権等 ▲	教育に関する権利及び義務等

▲自民改正草案における新設条文：第25条の2（環境保全の責務）、第25条の3（在外国民の保護）、第25条の4（犯罪被害者等への配慮）

○第25条…第2項を国の使命・任務とするか、義務とするか、義務のときでも保障義務か、向上義務か、向上に努める義務か。

○第26条…教育を受ける義務ではなく、受けさせる義務なので、それを教育の義務と呼び得るか。

	第27条 1-3項	第28条
有妻	勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止	勤労者の団結権
	勤労の権利及び義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止	
岩波	勤労の権利義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止	労働基本権
三模	勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止	勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権

三ア	勤労の権利・義務、勤労基準の法定	労働基本権
第一	勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止	勤労者の団結権及び団体行動権
新日	勤労の権利及び義務並びに勤労条件の基準	勤労者の団結権
教職	勤労の権利と義務・勤労条件の基準、児童酷使の禁止	団結権および団体行動権
環境	勤労の権利及び義務	勤労者の団結権及び団体行動権
日評	勤労の権利・義務、勤労条件の法定、児童酷使の禁止	勤労者の団結権・団体交渉権その他の団体行動権
自民	勤労の権利及び義務等	勤労者の団結権等

○第27条…勤労条件の基準の必要性か、さらに進んでその基準の法定か。

○第28条…文言は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」なので、法令用語「その他の」の用法に従えば、団体交渉は団体行動の例示にすぎないので、本条は団結権と団体行動権を保障していることになる。団結権で代表させるか、団体行動権を加えるか、団体交渉権まで明示するか、それとも一般的に労働基本権とするか。

	第29条 1-3項	第30条	第31条	第32条
有斐	財産権	納税の義務	法定の手續の保障	裁判を受ける権利
岩波	財産権	納税の義務	法定手續の保障	裁判を受ける権利
三模	財産権	納税の義務	法定手續の保障	裁判を受ける権利
三ア	財産権	納税の義務	法定手續の保障	裁判を受ける権利
第一	財産権	納税の義務	生命及び自由の保障と科刑の制約	裁判を受ける権利
新日	財産権	納税の義務	法定手續の保障	裁判を受ける権利
教職	財産権の保障	納税の義務	法律の定める正当な手續の保障	裁判を受ける権利
環境	財産権	納税の義務	生命及び自由の保障	裁判を受ける権利
日評	財産権	納税の義務	適正手續の保障	裁判を受ける権利
自民	財産権	納税の義務	適正手續の保障	裁判を受ける権利

○第31条…文言は「法律の定める手續」なので、法定とするか、適正又は正当とするかはともかく、手續保障でいくか、あるいは効果の面から生命及び自由の保障とするか。

	第33条	第34条
有斐	逮捕の要件	抑留・拘禁の要件, 不法拘禁に対する保障抑留, 拘禁の要件, 不法拘禁に対する保障
岩波	人身の自由の保障 - 逮捕の要件	人身の自由の保障 - 抑留・拘禁の要件, 拘禁理由の開示
三模	逮捕に対する保障	抑留・拘禁に対する保障
三テ	逮捕に対する保障	抑留・拘禁に対する保障
第一	逮捕の制約	抑留及び拘禁の制約
新日	逮捕に対する保障	抑留及び拘禁に対する保障
教職	逮捕の制約	抑留および拘禁の制約
環境	不法の逮捕を受けない権利	不法の抑留, 拘禁を受けない権利
日評	逮捕に対する保障	身体的拘束の要件, 防禦権の保障
白民	逮捕に関する手続の保障	抑留及び拘禁に関する手続の保障

○第33条…要件, 保障, 制約, 受けない権利のどの面からまとめるか。

○第34条…要件, 保障, 制約, 受けない権利のどの面からまとめるか。

	第35条 1-2項	第36条	第37条 1-3項
有斐	住居の不可侵	拷問及び残虐刑の禁止	刑事被告人の権利
岩波	住居の不可侵, 搜索・押収の要件	拷問・残虐刑の禁止	刑事被告人の諸権利
三模	住居侵入・搜索・押収に対する保障	拷問及び残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の諸権利
三テ	住居侵入, 搜索・押収に対する保障	拷問・残虐な刑罰の禁止	迅速な公開裁判, 証人尋問権, 弁護士依頼権
第一	侵入, 搜索及び押収の制約	拷問及び残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の権利
新日	住居侵入, 搜索及び押収に対する保障	拷問及び残虐刑の禁止	刑事被告人の権利
教職	侵入・搜索および押収の制約	拷問および残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の権利
環境	住居の侵入, 搜索及び所持品の押収	拷問及び残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の権利
日評	住居侵入・搜索・押収に対する保障	拷問および残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の諸権利
白民	住居等の不可侵	拷問及び残虐な刑罰の禁止	刑事被告人の権利

○第35条…要件, 保障, 制約, ～に対する権利のどの面からまとめるか。

○第36条…残虐刑か，残虐な刑罰か。

○第37条…権利とするか，諸権利とするか，それとも具体的な権利を列挙するか。

	第38条 1-3項	第39条	第40条
有斐	自己に不利益な供述，自白の証拠能力	遡及処罰の禁止・一事不再理	刑事補償
	自己に不利益な供述・自白の証拠能力	遡及処罰の禁止，一事不再理	
岩波	不利益供述の不強要，自白の証拠能力・補強法則	遡及処罰の禁止，一事不再理	刑事補償
三模	不利益な供述の強要禁止，自白の証拠能力	刑事法規の不遡及，二重処罰の禁止	刑事補償
三テ	不利益供述強要の禁止，自白の証拠能力	遡及処罰の禁止，一事不再理	刑事補償
第一	自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界	遡及処罰，二重処罰等の禁止	刑事補償
新口	自白の不強要とその証拠能力	刑事責任の不遡及と一事不再理	刑事補償
教職	自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界	遡及処罰・二重処罰等の禁止	刑事補償
環境	自己に不利益な供述の強要の禁止及び自白の証拠能力	遡及処罰の禁止及び一事不再理	刑事補償
目評	不利益な供述の強要禁止，自白の証拠能力・証明力	遡及処罰の禁止，一事不再理	刑事補償
自民	刑事事件における自白等	遡及処罰等の禁止	刑事補償を求める権利

○第38条…不強要か強要禁止か，証拠能力か，その限界か。

○第39条…一事不再理という理論用語を用いるか，二重処罰禁止とするか。

第4章 国会

	第41条	第42条	第43条 1-2項	第44条
有斐	国会の地位・立法権	両院制	両議院の組織・代表	議員及び選挙人の資格
	国会の地位，立法権		両議院の組織	
岩波	国会の地位・立法権	両院制	両議院の組織	議員及び選挙人の資格
三模	国会の地位，立法権	両院制	両議院の組織	議員及び選挙人の資格

三テ	国会の地位、立法権	両院制	両議院の組織	議員と選挙人の資格
第一	国会の地位	二院制	両議院の組織	議員及び選挙人の資格
新日	国会の地位と立法権	両院制	両議院の組織	議員及び選挙人の資格
教職	国会の地位	二院制	両議院の組織	議員および選挙人の資格
環境	国会の地位	国会の 両院制	両議院の組織・代表	議員及び選挙人の資格
日評	国会の地位、立法権	両院制	両議院の組織	国会議員および選挙人の資格
自民	国会と立法権	両議院	両議院の組織	議員及び選挙人の資格

	第45条	第46条	第47条	第48条
有斐	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項	両議院議員兼職の禁止 両院議員兼職の禁止
岩波	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項 の法定	両議院議員兼職の禁止
三模	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項 の法定	両議院議員兼職禁止
三テ	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙事項法定主義	兼職禁止
第一	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	議員の選挙	両議院議員相互兼職の禁止
新日	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項	両院議員兼職の禁止
教職	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	議員の選挙	両議院議員相互兼職の禁止
環境	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	議員の選挙	両議院議員兼職の禁止
日評	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項	両議院議員兼職の禁止
自民	衆議院議員の任期	参議院議員の任期	選挙に関する事項	両議院議員兼職の禁止

○第47条…選挙でとどめるか、関する事項を加えるか、さらに法定又は法定主義までいくか。

	第49条	第50条	第51条	第52条	第53条
有斐	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の発言・表決の免責 議員の発言表決の無責任	常会	臨時会
岩波	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の免責特権	常会	臨時会
三模	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の発言・表決の無責任	常会	臨時会
三テ	議員歳費	不逮捕特権	発言免責特権	常会	臨時会
第一	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の発言表決の無答責	常会	臨時会
新日	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の院内の発言及び表決の 無責任	常会	臨時会
教職	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の発言表決の無答責	常会	臨時会

環境	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の発言、表決等の無責任	国会の 常会	国会の 臨時会
日評	議員の歳費	議員の不逮捕特権	免責特権	常会	臨時会
自民	議員の歳費	議員の不逮捕特権	議員の免責特権	通常国会	臨時国会

○第51条…免責、無責任、無答責の3種があり、さらに免責は特権だと明示するものもある。無責任は、筆者のような年代の者にとって、クレージーキャッツの植木等主演映画の無責任シリーズを連想してしまう。有斐閣版六法は、当初は無責任を用いていたが、ある時期以降、免責に修正されている。

	第54条 1-3項	第55条	第56条 1-2項
有斐	衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会 衆議院の解散、特別会・参議院の緊急集会	資格争訟の裁判	定足数、表決 議事議決の定足数・表決
岩波	衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会	議員の資格争訟	定足数、表決
三模	衆議院の解散、特別会、参議院の緊急集会	議員の資格争訟	定足数・表決
三ア	衆議院の解散と特別会、参議院の緊急集会	議員の資格争訟裁判	本会議の定足数・表決
第一	総選挙、特別会及び緊急集会	資格争訟	議事の定足数と過半数議決
新日	衆議院の解散と総選挙、特別会及び参議院の緊急集会	議員の資格争訟	定足数及び議決方法
教職	衆議院の解散・特別会	議員の資格争訟	定足数、表決
環境	衆議院の解散、特別会及び参議院の緊急集会	資格争訟	議事議決の定足数及び議決方法
日評	衆議院解散後の選挙、特別会の召集、参議院の緊急集会	議員の資格争訟	議院の定足数、議決方法
自民	衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会	議員の資格審査	表決及び定足数

- 第54条…衆議院解散後の総選挙にも触れるかどうか。
- 第55条…資格争訟でとどめるか、裁判まで付けるか。
- 第56条…評決か、議決方法か、さらに過半数の原則まで触れるか。

	第57条 1-3項	第58条 1-2項	第59条 1-4項
有斐	会議の公開、会議録、表決の記載 会議の公開・会議の記録・表決の会議録への記載	役員の選任、議院規則・懲罰 議長等の選任・議院の自律権	法律案の議決、衆議院の優越 法律案の議決・衆議院の優越

岩波	会議の公開、会議録の公表、表決の記載	役員を選任・議院規則・懲罰	法律案の議決、衆議院の優越
三模	会議の公開、秘密会	役員を選任、議院規則、懲罰	法律案の議決、衆議院の優越
三テ	本会議の公開と秘密会、会議録の公開	役員を選任、議院規則制定権	法律案の議決と衆議院の優越
第一	会議の公開と会議録	役員を選任及び議院の自律権	法律の成立
新日	会議の公開の原則	役員を選任及び議院の内部規律	法律案の議決
教職	会議の公開と会議録	役員を選任・議院の自律権	法律の成立
環境	会議の公開及び会議録	議長その他の役員を選任及び議院の自律権	法律の成立
日評	会議の公開と秘密会、会議録、表決の記載	役員を選任、議院規則・懲罰	法律の成立、衆議院の優越
自民	会議及び会議録の公開等	役員を選任並びに議院規則及び懲罰	法律案の議決及び衆議院の優越

○第58条…議院規則制定と懲罰を、議院の自律権としてまとめるか。

○第59条…法律の成立を、法律案の議決と行為の観点から見るか。衆議院の優越を見出しとしてとり入れるか。(第60条及び第61条も同じ)。

	第60条 1-2項	第61条
有斐	衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越	条約の承認に関する衆議院の優越
	衆議院の予算先議・予算議決に関する衆議院の優越	条約の承認、衆議院の優越
岩波	衆議院の予算先議と優越	条約の承認と衆議院の優越
三模	衆議院の予算先議と優越	条約の国会承認と衆議院の優越
三テ	予算の衆議院先議と優越	条約の承認と衆議院の優越
第一	衆議院の予算先議権及び予算の議決	条約締結の承認
新日	予算審議に関する衆議院の優越	条約の承認に関する衆議院の優越
教職	衆議院の予算先議権、予算の議決	条約締結の承認
環境	衆議院の予算先議及び予算が議決	条約の締結の承認
日評	予算の衆議院先議、衆議院の優越	条約の国会承認についての衆議院の優越
自民	予算案の議決等に関する衆議院の優越	条約の承認に関する衆議院の優越

	第62条	第63条	第64条 1-2項
有斐	議院の国政調査権	閣僚の議院出席の権利と義務	弾劾裁判所
岩波	議院の国政調査権	国務大臣の議院出席の権利・義務	弾劾裁判所

三模	議院の国政調査権	国務大臣の議院出席	弾劾裁判所
三テ	国政調査権	国務大臣の議院出席義務と権利	弾劾裁判所
第一	議院の国政調査権	国務大臣の出席	弾劾裁判所
新日	議院の国政調査権	国務大臣の議院への出席	弾劾裁判所
教職	議院の国政調査権	国務大臣の出席	弾劾裁判所
環境	議院の国政調査権	国務大臣の議院出席の権利及び義務	弾劾裁判所
日評	議院の国政調査権	大臣の議院への出席権および出席義務	裁判官の弾劾制度
自民	議院の国政調査権	内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務	弾劾裁判所 ▲

▲自民改正草案における新設条文：第64条の2（政党）

○第63条…国務大臣（ここでは、当然、内閣総理大臣を含む）か、一般用語の閣僚か、また、出席にとどめるか、権利及び義務を付記するか。

第5章 内閣

	第65条	第66条 1-3項	第67条 1-2項
有斐	行政権	内閣の組織、国会に対する連帯責任 内閣の組織・国会に対する連帯責任	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越 内閣総理大臣の指名・衆議院の優越
岩波	行政権と内閣	内閣の組織、文民資格、連帯責任	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越
三模	行政権と内閣	内閣の組織	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越
三テ	行政権	内閣の組織と責任、文民資格	内閣総理大臣の指名と衆議院の優越
第一	行政権の帰属	内閣の組織と責任	内閣総理大臣の指名
新日	行政権と内閣	内閣の組織と連帯責任	内閣総理大臣の指名
教職	行政権の帰属	内閣の組織、国会に対する連帯責任	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越
環境	行政権	内閣の組織及び国会に対する連帯責任	国会による内閣総理大臣の指名
日評	行政権と内閣	内閣の組織	内閣総理大臣の指名、衆議院の優越
自民	内閣と行政権	内閣の構成及び国会に対する責任	内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越

○第66条…第2項の文民条項を見出しに取り入れるか。第3項の国会に対する責任に、連帯を付するか否か。

	第68条 1-2項	第69条	第70条
有斐	国務大臣の任命及び罷免	内閣不信任決議の効果 内閣の総辞職 - 不信任決議	内閣総理大臣の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職 内閣の総辞職 - 総理の欠缺と新国会
岩波	国務大臣の任命、罷免	内閣不信任決議と解散又は総辞職	内閣総理大臣の欠缺又は総選挙と内閣の総辞職
三模	国務大臣の任免	衆議院の内閣不信任	内閣総理大臣の欠缺又は選挙後の総辞職
三テ	国務大臣の任免	内閣不信任と解散・総辞職	総理大臣の欠缺または総選挙と内閣総辞職
第一	国務大臣の任免	不信任決議と解散又は総辞職	内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職
新日	国務大臣の任免	衆議院の内閣不信任決議の効果	総理の欠缺又は特別国会召集後の内閣総辞職
教職	国務大臣の任命及び罷免	内閣不信任決議と解散または総辞職	内閣総理大臣の欠缺または総選挙施行による総辞職
環境	国務大臣の任免	内閣不信任決議による内閣の総辞職	内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による内閣の総辞職
日評	国務大臣の任免	衆議院の内閣不信任と解散または総選挙	内閣総理大臣の欠缺、新国会の召集と内閣の総辞職
自民	国務大臣の任免	内閣の不信任と総辞職	内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等

○第69条…不信任決議でとどめるか、その後の解散又は総選挙まで触れるか。

○第70条…ほとんどの六法で「欠缺(けんけつ)」という語が用いられている。

かつては、法令用語として普通に用いられていたが、平成8年の民事訴訟法の新制定や平成16年の民法現代語化により、法令用語としての命脈は絶たれたと思われる。通例は「不存在」で代替されるが、揃いも揃って「欠缺」が用いられているというのは奇異に感じる。また、衆議院解散後を総選挙でもってとらえるか、選挙施行後の新国会(特別国会)の召集でもってとらえるか。

	第71条	第72条	第73条
有斐	総辞職後の内閣	内閣総理大臣の職務 内閣総理大臣の職権	内閣の職務 内閣の職権
岩波	総辞職後の内閣による職務執行	内閣総理大臣の職権	内閣の職権
三模	総辞職後の内閣の職務	内閣総理大臣の職務	内閣の事務
三テ	総辞職後の内閣の職務執行	内閣総理大臣の権限	内閣の職権
第一	総辞職後の職務続行	内閣総理大臣の職務権限	内閣の職務権限

新日	総辞職後の内閣の職務執行	内閣総理大臣の職権	内閣の職権
教職	総辞職後の職務続行	内閣総理大臣の職務権限	内閣の職務権限
環境	総辞職後の内閣	内閣総理大臣の職務権限	内閣の職務権限
日評	総辞職後の内閣の職務の執行	内閣総理大臣の職権	内閣の職権
自民	総辞職後の内閣	内閣総理大臣の職務	内閣の職務

○第72条…職務か、職権か、職務権限か。

○第73条…文言は「事務」であるが、職務か、職権か、職務権限か。

	第74条	第75条
有斐	法律・政令の署名	国務大臣の特典
	法律政令の署名	国務大臣の特権
岩波	法律・政令の署名・連署	国務大臣の訴追
三模	法律・政令の署名・連署	国務大臣の訴追
三ア	法律・政令の署名・連署	国務大臣の訴追
第一	法律及び政令への署名と連署	国務大臣訴追の制約
新日	法律及び政令の署名	国務大臣の訴追
教職	法律および政令への署名と連署	国務大臣訴追の制約
環境	法律及び政令の署名	国務大臣訴追の要件
日評	法律および政令の署名	国務大臣の訴追に関する内閣総理大臣の同意
自民	法律及び政令への署名	国務大臣の不訴追特権

○第75条…国務大臣在任中の訴追不可について、特典か、特権か、制約か、はたまた訴追のための要件のどの面を重視するか。

第6章 司法

	第76条 1-3項	第77条 1-3項
有斐	司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立	最高裁判所の規則制定権
	司法権・特別裁判所の禁止・裁判官の職務の独立	
岩波	司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立	最高裁判所の規則制定権
三模	司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立	裁判所の規則制定権
三ア	司法権と裁判所、裁判官の独立	最高裁判所の規則制定権
第一	司法権の機関と裁判官の職務上の独立	最高裁判所の規則制定権
新日	司法権と裁判所	最高裁判所の規則制定権
教職	司法権の機関と裁判官の職務上の独立	最高裁判所の規則制定権
環境	司法権の帰属、特別裁判所の禁止及び裁判官の独立	最高裁判所の規則制定権

日評	司法権の所屬と裁判官の職権の独立	最高裁判所の規則制定権
白民	裁判所と司法権	最高裁判所の規則制定権

	第78条	第79条 1-6項	第80条 1-2項
有斐	裁判官の身分の保障	最高裁判所の裁判官, 国民審査, 定年, 報酬 最高裁判所の裁判官・国民審査	下級裁判所の裁判官・任期・定年, 報酬 下級裁判所の裁判官
岩波	裁判官の身分保障	最高裁判所の構成, 国民審査, 定年, 報酬	下級裁判所の裁判官, 任期・定年, 報酬
三模	裁判官の身分保障	最高裁判所の構成等	下級裁判所の裁判官, 任期, 定年, 報酬
三テ	裁判官の身分保障	最高裁判所の構成, 国民審査, 定年等	下級裁判所の裁判官, 任期・定年等
第一	裁判官の身分の保障	最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査	下級裁判所の裁判官
新日	裁判官の身分の保障	最高裁判所の構成とその裁判官	下級裁判所の裁判官
教職	裁判官の身分の保障	最高裁判所の構成および裁判官任命の国民審査	下級裁判所の裁判官
環境	裁判官の身分の保障	最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査	下級裁判所の裁判官
日評	裁判官の身分保障	最高裁判所の裁判官	下級裁判所の裁判官
白民	裁判官の身分保障	最高裁判所の裁判官	下級裁判所の裁判官

○第79条…最高裁判所の裁判官について、どの点をピックアップするか。

○第80条…下級裁判所の裁判官について、どの点をピックアップするか。

	第81条	第82条 1-2項
有斐	法令審査権と最高裁判所 最高裁判所の法令審査権	裁判の公開
岩波	違憲審査制	裁判の公開
三模	法令等の合憲性審査権	裁判の公開
三テ	違憲審査権	裁判の公開
第一	最高裁判所の法令審査権	対審及び判決の公開
新日	最高裁判所の合憲性審査権	裁判の公開
教職	最高裁判所と違憲法令審査権	対審および判決の公開
環境	最高裁判所の法令審査権	裁判の公開
日評	法令審査権と最高裁判所	裁判の公開
白民	法令審査権と最高裁判所	裁判の公開

○第81条…「法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」は，法令審査，違憲審査，違憲法令審査，合憲性審査のいずれが最もよく伝えるか。法令で処分まで包含し得るか。

第7章 財政

	第83条	第84条	第85条
有斐	財政処理の基本原則	課税	国費の支出及び国の債務負担
岩波	財政処理の基本原則	租税法律主義	国費の支出及び国の債務負担
三模	財政処理の権限	課税の要件	国費の支出と国の債務負担
三テ	基本原則	租税法律主義	国費の支出，債務負担
第一	財政処理の要件	課税の要件	国費支出及び債務負担の要件
新日	財政処理の原則	租税法律主義	国費の支出及び国の債務負担
教職	財政処理の基本原則	課税の要件	国費の支出および債務負担の要件
環境	財政処理の基本原則	租税法律主義	国費支出及び国の債務負担
日評	財政処理の基本原則	租税法律主義	国費の支出および国の債務負担と国会の議決
自民	財政の基本原則	租税法律主義	国費の支出及び国の債務負担

○第84条…課税，課税の要件，その法定 = 租税法律主義のどこまでにするか。

	第86条	第87条 1 - 2 項	第88条 1 - 2 項
有斐	予算	予備費	皇室財産・皇室の費用 皇室財産，皇室の費用
岩波	予算の作成と国会の議決	予備費	皇室財産，皇室経費
三模	予算の作成と国会の議決	予備費	皇室財産・皇室経費
三テ	予算の作成と議決	予備費	皇室財産と皇室経費
第一	予算の作成	予備費	皇室財産及び皇室費用
新日	予算の提出及び国会の議決	予備費	皇室財産及び皇室費
教職	予算の作成	予備費	皇室財産および皇室の費用
環境	予算の作成	予備費	皇室財産及び皇室費用
日評	予算の提出と国会の審議・議決	予備費と国会の事後承認	皇室財産・皇室費用
自民	予算	予備費	皇室財産及び皇室の費用

○第86条…作成過程を，提出→審議→議決と分けて記載すべきか。

	第89条	第90条 1-2項	第91条
有斐	公の財産の支出又は利用の制限	決算検査、会計検査院 決算検査・会計検査院	財政状況の報告
岩波	公の財産の支出・利用提供の制限	決算審査、会計検査院	内閣の財政状況報告
三模	公の財産の支出利用の制限	決算、会計検査院	財政状況の報告
三テ	公金支出・公的財産供用の禁止	決算の取扱い、会計検査院	財政状況の報告
第一	公の財産の用途制限	会計検査	財政状況の報告
新日	公の財産の支出又は利用の制限	決算及び会計検査院	財政状況の報告
教職	公の財産の用途制限	会計検査	財政状況の報告
環境	公の財産の支出及び利用の制限	会計検査	財政状況の報告
日評	公財産の支出・利用の制限	会計検査院の決算検査と国会の決算審査	内閣の財政状況報告
自民	公の財産の支出及び利用の制限	決算の承認等	財政状況の報告

第8章 地方自治

	第92条	第93条 1-2項
有斐	地方自治の基本原則	地方公共団体の機関、その直接選挙 地方公共団体の機関
岩波	地方自治の基本原則	地方議会、長・議員等の直接選挙
三模	地方自治の基本原則	地方公共団体の機関とその直接選挙
三テ	基本原則	議事機関、首長・議員等の直接選挙
第一	地方自治の本旨の確保	地方公共団体の機関
新日	地方自治の基本原則	地方公共団体の機関とその選挙
教職	地方自治の本旨の確保	地方公共団体の機関
環境	地方自治の基本原則	地方公共団体の機関及びその直接選挙
日評	地方自治の基本原則	地方公共団体の機関、直接選挙
自民	地方自治の本旨 ▲	→第94条(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)

▲自民改正草案における新設条文：第93条(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等)

○第92条…「地方自治の本旨」と文言通りにするか、基本原則又は基本原理とするか。

○第92条…機関でとどめるか、直接選挙も併せて触れるか。

	第94条	第95条
有斐	地方公共団体の権能	特別法の住民投票 一の地方公共団体のみに適用される特別法
岩波	地方公共団体の権能・条例制定権	特別法の住民投票

三模	地方公共団体の権能	特別法の住民投票
三デ	地方公共団体の権能と条例制定権	特別法の住民投票
第一	地方公共団体の権能	一の地方公共団体のみに適用される特別法
新日	地方公共団体の権能	特別法の住民投票
教職	地方公共団体の権能	一の地方公共団体のみに適用される特別法
環境	地方公共団体の権能	一の地方公共団体のみに適用される特別法
日評	地方公共団体の権能	特別法の住民投票
自民	→第95条（地方自治体の権能）▲	→第97条（地方自治特別法）

▲自民改正草案における新設条文：第96条（地方自治体の財政及び国の財政措置）

○第94条…権能の中に条例制定権を読み込むか、別建てにするか。

○第95条…特別法でとどめるか、その成立要件である住民投票に触れるか。

第9章 緊急事態 ◀自民改正草案における章の追加と新設条文

自民	第98条（緊急事態の宣言）	第99条（緊急事態の宣言の効果）
----	---------------	------------------

第9章 改正 ◀自民改正草案では第10章

	第96条 1－2項
有斐	改正の手續, その公布 憲法改正の手續・憲法改正の公布
岩波	憲法改正の手續, その公布
三模	憲法改正の手續
三デ	憲法改正手續
第一	憲法改正の發議, 国民投票及び公布
新日	憲法改正の手續
教職	憲法改正の發議・国民投票・公布
環境	憲法改正の手續及びその公布
日評	憲法改正
自民	→第100条（改正）

○第96条…改正手續の流れ（發議：国会→国民投票：国民→公布：天皇）をどこまで明示するか。

第10章 最高法規 ◀自民改正草案では第11章

	第97条	第98条 1-2項	第99条
有斐	基本的人権の本質	最高法規、条約及び国際法規の遵守 最高法規・条約及び国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
岩波	基本的人権の本質	憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
三模	基本的人権の本質	憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守	憲法尊重擁護義務
三テ	基本的人権の意義	憲法の最高法規性、国際法の遵守	憲法尊重擁護義務
第一	基本的人権の由来 特質	憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
新日	基本的人権の本質	憲法の最高法規性及び国際法の遵守	憲法尊重擁護の義務
教職	基本的人権の由来 特質	憲法の最高性と条約および国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
環境	基本的人権の本質	憲法の最高性並びに条約及び国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
日評	基本的人権の本質	憲法の最高法規性、条約および国際法規の遵守	憲法尊重擁護の義務
白民	→<削除>	→第101条(憲法の最高法規性等)	→第102条(憲法尊重擁護義務)

○第97条…本質か、意義か、由来特質か。

第11章 補則

	第100条 1-2項	第101条
有斐	憲法施行期日、準備手続 憲法の施行期日・準備手続	経過規定-参議院未成立の間の国会 経過規定
岩波	施行期日、施行の準備	経過規定(一)-参議院未成立の間の国会
三模	施行期日	国会に関する経過規定
三テ	施行期日等	経過規定-参議院成立まで
第一	施行期日と施行前の準備行為	参議院成立前の国会
新日	施行の期日及び準備手続	参議院未成立の間の国会に関する経過措置
教職	施行期日と施行前の準備手続	参議院成立前の国会
環境	憲法施行期日、準備手続	参議院成立前の国会
日評	憲法施行期日、準備手続	経過規定(1)参議院未成立の間の国会

	第102条	第103条
有斐	同前-第1期の参議院議員の任期 同前	同前-公務員の地位 同前
岩波	経過規定(2)-第1期参議院議員の任期	経過規定(3)-憲法施行の際の公務員
三模	第1期参議院議員の任期	公務員に関する経過規定
三テ	経過規定-第1期の参議院議員	経過規定-公務員の地位

第一	参議院議員の任期の経過的特例	公務員の地位に関する経過規定
新日	第1期の参議院議員の任期に関する経過措置	公務員の地位に関する経過措置
教職	参議院議員の任期の経過的特例	公務員の地位に関する経過規定
環境	参議院議員の任期の特例	公務員の地位
日評	経過規定（2）第1期の参議院議員の任期	経過規定（3）公務員の地位

5 条文見出し作成の手法の相違

本稿は、サブタイトルを「法令用語釈義 その2」としているが、そもそも六法の編集者が付した条文見出しは、本来の意味での法令用語ではない。まさに理論用語、学術用語である。それに対して、昭和22年以降付されるようになった丸カッコの条文見出しの中で用いられた用語は、まさしく法令用語である。したがって、市販六法に見られる条文見出しは法令用語と理論用語が混在しているわけである。

いずれの条文見出しも当該条文の内容を的確に短縮するという目的は共通しているが、作成方法として特に原則があるわけではなく、それぞれ独自の手法で起案されているようである。大雑把に言えば、編集者の見出しは、立法者の見出しに比べて、説明的になる傾向があるようである。前述した有斐閣版六法における「、」と「・」の使い分けにもその特徴が表れている。「、」（読点）は複数の項の内容をそれぞれ表す場合に用いられるが、立法者見出しでは読点を使用されることはなく（ただし、「A、B及びC」のように3つ以上の語を併合する場合の読点は別。）、項を横断する必要があるときは、それらを包含するより一般的抽象的な言葉が選ばれるか、あるいは「等」の使用で処理されている。この観点から見れば、自民改正草案の条文見出しは、作成方法が立法者の様式に最も近いと言える。法制局関係者の関与もうかがわせる出来である。「・」（ナカ点、中黒）は1つの条や項の内部での複数の事項を並列するときに用いられるが、法律原典では、目次における章名や節名の下にそこに含まれている条が2つだけのときのつなぎ（たとえば「第8章

未遂罪(43条・44条)」に用いられたり、小数を漢字で表すときの小数点として用いられたり、外国語をカタカナで表記するときの語の区切りに用いられることがあるが、組織等の名称(たとえば、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第114号))を除いて、併合の接続詞「及び」として用いることはない。これらの措置は、編集者見出しの場合は、できるだけ多くの情報を提供するという意図から出ている。そのために、「及び」「および」「と」「・」がつなぎ言葉として使用できることになる。立法者だと「及び」だけを使わなければならないのである。(例外的に「と」が併合的に用いられていることもあり、たとえば、民法第546条(契約の解除と同時履行)や第412条(履行期と履行遅滞)など稀な使用例はある。)そこで、いきおい、より多くの情報を列挙したいという親切心が起こるようだ。その中心テーマだけを条文見出しで表せば必要最小限の情報提供として十分であるように思われるが、第59条、第60条、第61条(第60条第2項準用)、第67条では「衆議院の優越」が追加情報として付加されている。衆議院の優越に留意すべしというある種の教育的配慮が潜んでいるのかもしれない。

刑法が平成7年の改正で表記平易化が行われ、ひらがな口語体に改められるのと同時に、条文見出しも全条文に付けられた。その際、第54条の見出しが「(1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合等の措置)」と確定したが、それ以前の編集者の条文見出しでは、「【観念的競合・牽連犯】」としているものが多かった。そうとばかりはいえないが、立法者の条文見出しの場合は、理論用語の使用に慎重であるように思われる。これと似たことが、憲法でも、たとえば第39条後段「又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」は、一事不再理という理論用語をとるか、二重処罰の禁止という内容要約をとるかの選択の際に出てくる問題である。

6 結びに代えて

学生、特に学部1年の新入学生が「先生、僕の六法では見出しが違います」と言ってきた時、六法を比較して「法律に初めからの条文見出しが付いていない場合は、六法の編集者が独自に付けたものなので、出版社によって違うことはよくあるよ。」と答えるのが常であったが、そうは言ってもほとんどは重なっているのだらうと思ひ込み、細かく対比することはこれまでしたことはなかった。学生時代から有斐閣の小六法を主として使用し、補助的に岩波の基本六法や三省堂の模範六法を使用してきた人間として、有斐閣の条文見出しがスタンダードであると無意識のうちに頭に刷り込んでしまっていた。今回、ふとしたきっかけで比較作業を始めて、そのあまりの違いにほんとうに驚いた。正直なところ、これほど違うとは思わなかったのである。まず、調査対象を手元にある3社の六法（なお、岩波は平成25年で六法の出版から撤退した。）から始めたが、出版社が同じでも、編集者が異なり、そして想定読者層が異なる別の六法になると、条文見出しが違っているのも新しい発見であった。さらに、調査対象を広げたが、特に憲法は、たとえば中学校の教科書や資料集にも登場し、そこでまた別の条文見出しが出てくる。広げればきりがないので、ほどほどで打ち切った。また、同じ六法でも、時々、条文見出しが修正されていることも確認できた。これだけまちまちならば、司法試験用六法の憲法の条文見出しとしてA出版社のものを採用するわけにはいかないことも合点がいく。

ひょっとしたら、編集者の条文見出しは一種の著作物だから、そのまま引き写してはまずいので、少しは変えていくと言ってもいいような違い方である。だれかが比較表ぐらい作成しているだろうと思っていたが、印刷物はともかく、ネット上でも意外に見つからない。これはそもそも条文見出し自体が注意される度合いがきわめて低いということの反映なのかもしれない。私自身もこれまでは、編集者の見出しは公的なものではなく、単なる参考なんだからと、軽視していたことは否定できず、その相違の意味について考えようとも思わなかった。

条文見出しを付ける際の立法者や編集者の苦労話を知りたいと思ったが、見つけられなかった。しかし、一覧表を作成して、これだけの六法を比較対照してみると、いろいろ見えてくる、条文見出し自体が語りかけてくる。(それは手短なコメントとして、書き込んでおいた。)そこで、条文見出しの部分を単に抜き書きしたというだけの単純作業の結果に過ぎない表、それも全部の欄が同じ項目も存在する表であるが、これを印刷物として学生や研究者の参考に提供したいと考えた。また、法令文の姿形がどのようにして現在のものになったのかについてまとめておきたいと以前から考えていたが、条文見出しの出現を含む法令文の歴史的な文脈の中で叙述することができたのも、本稿の副産物である。

条文を読んで、簡約な表現にする作業も、法令用語の理解につながるはずである。たとえば、憲法第33条「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」は、令状が逮捕の要件とされているという点か、令状によらねば逮捕されないという人身の自由が保障されている点か、自己の判断だけでは逮捕できないという制約を捜査機関に課している点か、国民は令状のない不法な逮捕を受けない権利を有しているという点か、どこに焦点を合わせているのかを考えることは、まさにこの条文の理解を深めているのである。

繰り返しになるが、本稿の比較対照表は単に複数の六法の条文見出しをリスト化したものにすぎない。多少の手間をかければ、だれでもすぐに作成できるものである。しかし、表現は表出者の思想を映し出す鏡であり、必ず表出意図が潜んでいるというレトリック的な観点から分析していけば、様々な分析を可能にする素材である。条文見出しに表れる法令用語の特質に注目し、法令用語に対する言語感覚を磨く際の一助になれば幸いである。